

もくじ

はじめに

第1章 第2回評議員会からの実践の特徴・到達点

(1) 人権としての社会保障運動と平和の課題

(2) 医療・介護・歯科分野

(3) 経営分野のとりくみ・郡山医療生協経営改善の教訓

(4) 医師分野のとりくみ

(5) 民医連の綱領学習運動のとりくみ

(6) 共同組織の活動の広がりと発展

(7) 旧優生保護法などに対するとりくみ

(8) 事務育成の前進に向けたとりくみ

(9) 全国的大きな取りくみ

第2章 情勢の特徴

(1) 参議院選挙の結果と憲法を守り生かす運動の展望

(2) 格差と貧困の一層の広がりと社会保障解体

(3) 核兵器禁止条約の発効へ広がる世界と日本の運動

(4) 東京電力福島第一原発事故から丸9年、10年目へ向けて

第3章 第44回総会へ向かう方針

(1) 民医連綱領改定から10年、全国で次期総会に向けて振り返りをすすめよう

(2) 「2つの柱」を総合的にすすめる体制の整備とまちづくりへ向けて

(3) 人権としての社会保障と平和を守る課題

(4) 憲法9条改憲反対の全国的な運動について

(5) 共同組織拡大・強化のとりくみ

(6) 医師の確保と養成のとりくみ

(7) 経営分野のとりくみ

(8) 職員育成

おわりに

第44回総会まで半年となりました。2月に開催した第2回評議員会では、第43回総会運動方針から1年間の到達点を確認し、残り1年間の重点課題を明確にしました。

第43回総会は、「憲法を守り生かす運動に参加し、人権、民主主義が輝く平和な未来を切り拓こう」とスローガンで呼び

かけました。2017年5月3日、安倍首相が憲法9条を変えると明言してから、7月末で820日が過ぎました。安倍改憲NO! 3000万人署名を掲げた市民アクションの運動、市民と野党の共闘など民医連も参加した市民の力で、改憲発議はおろか改憲案を提示することさえできず、7月21日に投開票された参議院選挙の結果

に、改憲は行き詰まっています。第3回評議員会では、参議院選挙の結果、情勢の変化、特徴点を共有し、方針にもとづく全国各地へ向けて重点課題を意思統一します。

第2回評議員会は重点課題として、①7月の参議院選挙で憲法、平和、人権を守り抜くこと、②人権としての社会保障運動と平和の課題、③民医連の医療・介護の活動をまちづくりと結び旺盛にとりくむこと、④民医連が確立してきた経営方針と教訓を生かし、経営困難を乗り越えること、⑤「未来に向かって民医連の医師と医師集團は何を大切にするのか(案)」を力に、医師の確保と養成の前進を切り拓くこと、⑥『学習ブックレット 民医連の綱領と歴史』を活用した学習運動、を提起しました。これら重点課題を中心実践の特徴・到達点を述べます。なお、参議院選挙のとりくみは情勢の章に記載します。

77事例が報告された2018年経済的理由による手遅れ死亡事例を、全日本医連や各県連で記者会見して公表しました。調査結果では、単に経済的な困難のみならず、本人や家族の障害やそのための地域からの孤立など、複合的な困難があることを指摘しました。

死亡原因の74%は「がん」で、自覚症状発症から1ヶ月以内の受診はわずか19%、進行、悪化してから救急搬送され、積極的治療ができない亡くなつた人が少なくありませんでした。さらに健診で早期に発見すれば治療可能な「がん」に発見すれば治療可能な「がん」でも、自治体のがん検診を受けるためには、自己負担金が重い負担となります。「無保険」「国保資格」となります。

福岡では記者会見に合わせて、国保の都道府県単位に伴つて国保料(税)を引き上げた自治体の実態調査の実施や、国税徴収法違反の差し押さえをしないよう市町村への指導を強めることなど9項目の要望書を県に提出しました。

各県連では、自県連の事例検討会を行い、運動の課題を明らかにするとりくみをすすめています。

国保学習ビデオでの学習を行い、国保の改善に向けた国保アンケート調査が、各地ですすんでいます。

統一地方選挙や参議院選挙も視野に入れながら、滋賀、長崎でアンケート結果を記者会見し、高い国保料や窓口負担が受療権を侵害している実態を告発しました。

はじめに

2019年8月18日 全日本民医連第43期第3回評議員会

第43期第3回評議員会からの方針

8月17・18日に行なった第3回評議員会の方針の決定文書です。傍線部分が(案)から加筆・修正した記述です。

評議員会は、第3回評議員会方針、第44期役員選出方針、2019年度上半期決算について全会一致で決定しました。

題を鮮明に打ち出していくことが必要です。そうした総会を展望しつつ残りの半年の全国的な重点を明確にする評議員会となりました。

人権としての
社会保障運動と
平和の課題

(1)

人権としての
社会保障運動と
平和の課題

人権としての
社会保障運動と
平和の課題

保が困難な状況であっても、地協内の協力で選学生を増やす運動をつくり、医学生の紹介活動をすすめました。また、民医連の医師数の減少と高齢化に対し、500人の選学生集団をつくり上げることも重要です。こうしたとりくみを通じて、500人の選学生集団をつくりあげる気運が全国に広がり、運動の推進力となりました。

また、選学生の誕生とともに選学生を育てる点を重視し、一人ひとりの選学生に対して援助を行うこと、医学対と「2つの柱」やSDHを結合させ、子ども食堂や無料塾のとりくみの中から選学生が誕生するなど、民医連とのかかわりを通して成長しています。地協会は「857回」のべ6万8679人が参加しています。

7月末現在で、第1部(綱領編)の読了職員は3万2234人、全文読了は6904人、学習会は「857回」のべ6万8679人が参加しています。

この間の変化は、①地域住民を視野に入れたとりくみが広がっていること、とりわけ地域で困難を抱えた人とつながるとりくみが広がっていること、②地域での健康運動で力を発揮しています。

この間の変化は、①地域住民を視野に入れたとりくみが広がっていること、とりわけ地域で困難を抱えた人とつながるとりくみが広がっていること、②地域での健康運動、④環境・平和を守る運動、⑤民医連事業所を発展させる運動で力を発揮しています。

この間の変化は、①地域住民を視野に入れたとりくみが広がっていること、とりわけ地域で困難を抱えた人とつながるとりくみが広がっていること、②地域での健康運動で力を発揮しています。

この間の変化は、①地域住民を視野に入れたとりくみが広がっていること、とりわけ地域で困難を抱えた人とつながるとりくみが広がっていること、②地域での健康運動で力を発揮しています。

この間の変化は、①地域住民を視野に入れたとりくみが広がっていること、とりわけ地域で困難を抱えた人とつながるとりくみが広がっていること、②地域での健康運動で力を発揮しています。

民医連の綱領學習運動のとりくみ

共同組織の活動の広がりと発展

(5)

(6)

(7)

(8)

旧優生保護法などに対するとりくみ

女子学生の入試差別を許さない医学生や受験生の声や運動によつて、2019年度の入試では、女子学生の割合が増加する結果となりました。医学生の自主的な運動が医療界、教育行政をつき動かしました。また学費の問題や、地域も含め、さまざまな課題での医学発しています。依然として広範に残されている女子学生差別などの実態の解消に向けたとりくみなども含め、さまざまな課題での医学医連として引き続き協力共同していきます。

この間の変化は、④この学習運動を通じて、世代や職種を民医連の綱領と歴史がつなぐという貴重な経験の誕生、⑤クイズ、テスト、綱領の旅マップ、替え歌作成、学習マラソン開催など楽しく参加し学ぶ工夫がされ、多様なとりくみが花開いています。学習を通じて日常の医療・介護の実践が、民医連綱領と結びついていることに、確信が広がっています。

全国的とりくみ

(9)

4月に成立した、旧優生保護法に基づく不妊手術を強制された人への救済法(一時金支給法)は、人権侵害に対する補償と尊厳の回復を求める被害者、家族の願いと大きくかけ離れたものとなりました。全日本民医連は、声明を発表し、国は責任と旧優生保護法の違憲性を明記することや、あまりにも低い補償額の引き上げ、法律を

韓国の健歯30周年記念レセプションとシンボジウムに歯科部が招待を受け、交流しました。韓国社会の結成により、韓方医、学生や緑色病院の役職員が民医連事業所の視察に訪れる機会が増加し、医連の成長、多職種協働そのもの

の理論的な学習と、事務自身も当事者として実践を深めること、育成を保障するトップの構えと体系化・集団化などが教訓として整理されました。参加者は自県連・法人の課題を洗い出し、自らへの行動提起を課すレポートを作成し、翌日からの実践を確認し合いました。

3月には7回目のキューバ医療視察を行い、『医師たちが見たキューバ医療のいま』を発行しました。

なお、国際連合経済社会理事会(ECOSOC)への活動報告は2020年6月となりました。

③特別養護老人ホームあずみの里業務上過失致死事件裁判への全国支援

3月25日、長野地方裁判所の一审裁判は、死因について客観的事実の裏付けがない推論で「窒息」と認定し、当初起訴した「注視義務違反はない」としながらも、訴因変更によって追加されたおやつ形態確認義務を認め、不正にも罰金20万円の刑事罰を科す有罪判決を言い渡しました。

判決に対しては、「これがなぜ

<メ

モ>

第2章

情勢の特徴

1

参議院選挙の結果
と憲法を守り生かす運動の展望

す

保団連、国民救援会、全日本民医連で連絡会を結成しました。「無罪を勝ち取る会」と連携して運動を強めています。新しいパンフレットを学習に活用し、地裁の運動を上回る署名を8月下旬までに集める運動を開始しました。

④県連会長研修会、事務局長研修会の実施

6月に全日本民医連として初めての特徴

て全国県連会長研修会を沖縄で実施し、米軍墓地見学、辺野古新基地建設反対行動への参加などのフィールドワーク、「沖縄と沖縄医連の歴史」や「オール沖縄と医連の役割」などの学習、交流を深めました。また5月に事務局長研修会を北海道で実施し、自衛隊基地の見学、県連機能の学習と指定報告などを行い、深めました。

化、イージス・アショアの配備、F35戦闘機など他国への侵略を可能とする兵器の“爆買い”などの防衛予算、装備を、憲法9条に照らして見直し、国民生活の安全という観点から他の予算に振り向けること、また朝鮮半島の平和へ向かう変化をすすめることなどを明確にしました。これらの政策は、安倍政権がすすめてきた軍事大国化や格差と貧困のいっそうの拡大、社会保障解体など新自由主義的「改革」に代わるものひとつない日本の姿、希望を示しています。そして、いのち、憲法、民医連綱領の視点から民医連が政治に求めてきた政策と一致します。参議院選挙が切り開いた展望の上に、運動を強め共通政策を実現していくようさらに運動を強めていきます。

アジアへの加害と謝罪を一切口にしない安倍政権のもとで、政府間の日韓の関係が緊張した関係となっています。

韓国社会的医療機関連合会、グリーン病院など韓国の平和どん人権を求める仲間と長年、交流し連帯してきた民医連として、平和と人権が守られる北東アジアのためにさらに連帯を強め、団結していくきます。また、戦争と加害の歴史についてさらに職員の学習をすすめていきます。

年金制度改革で導入したマクロ経済スライドにもどづいて試算すると、高齢夫婦の年金を中心とした平均収入と支出の差額は月5万円000円となり、老後30年間で2000万円の不足になると示しました。そして要介護状態であれば、かかる介護費用はさらに100万円とも紹介されています。これらは、現在の年金受給者での試算であり、同様の計算で現在41歳以下の人の年金額はさらに減り、夫婦で不足額は約3600万円となります。現役世代、青年を含めた全世代の未来にかかる問題です。厚労省の18年国民生活基礎調査では、65歳以上の高齢世帯のうち総所得が公的年金と恩給のみの世帯は約半数に上り、「生活が苦しい」と答えた世帯の割合は55・1%です。こうした事態に対して、報告書は減らない公的年金制度を検討するのではなく、200万円の貯蓄を可能にする投資を推奨するなど、社会保障の充実でなく、自己責任を押し付ける内容となっています。

②消費税10%、暮らしと社会保障の解体と産業化を加速する骨太方針2019

安倍内閣は6月21日、「経済財政運営の改革の基本方針2019（骨太の方針）」を閣議決定しました。昨年の骨太方針で19～21年を財政の基盤強化期間として「社会保障の自然増抑制」を掲げ、10月からの消費税8%から10%への引き上げ、「持続可能な社会保障制度」を名目に、都道府県知事の権限を強化して病床を削減すると、国保料（税）の高騰を抑えるために市町村が公費を繰り入れてきた「法定外繰り入れ」について早期の解消を促すとし、負担増と社会保障解体をさらにすすめ、国民への自助の強要、目標に満たない場合にはペナルティーを課す内容となっています。報道では、すでに19年度の国保料（税）は、この安倍政権の圧力により、大阪府をはじめ、全国で3割以上の市町村が値上げをしています。また骨太針は、原発の再稼働の推進、軍備の大幅な強化を盛り込んでいます。

参議院選挙への影響から、具体的な負担増については、来年の骨太方針でまとめるとしています。しかし、負担増につながる制度改悪メニューを並べた昨年末の閣議決定の「新経済・財政再生計画」の「改革工程表」を、着実に推進するとしていました。6月19日に決定した財政制度審議会（財務大臣の諮問機関）建議では、75歳以上の医療費窓口一部負担の原則2割化、介護保険利用料負担の原則2割化、などを明記し、「負担増・給付減」の具体化を見込んでいます。

国民の過半数が反対している10

格差と貧困の一層の広がりと 社会保障解体

(2)

社会保障解体

- ・金融庁報告書の示すもの

6月3日に出された金融庁の金融審議会報告書は、2004年の

②消費税10%、暮らしと社会保障の解体と産業化を加速する骨太方針2019の解決につながります。

月からの消費税10%への引き上げを中止することは、当面の負担増に反対する運動とともに重要な課題です。この引き上げは、現在、元凶である「社会保障と税の一体改革」で決められた最後の課題です。政府は、この達成を前提に2040年へ向かう諸政策を次々と提示していますが、10%引き上げを中止し、所得税、法人税や資産への課税など公正な税制による財源を実現できれば、人権としての社会保障の実現へ向け大きな前進となります。総会へ向けてより大きな共同を社会保障制度、財源論の分野でもつくり出せるよう運動を強めましょう。

認知症大綱が出されました。自己責任としての対策ではなく、国民にとって安心して暮らす、人権の立場から認知症対策が前進するよう運動をすすめていきます。

③介護保険制度をめぐる情勢

介護保険制度は、今年の4月で、施行20年目に入りました。法改正にもとづく政府や自治体の対応が本格化する一方で、利用料3割負担化とともに利用抑制制度矛盾が利用者、事業所にさまざまな形で現れています。政府はこうした現状を放置したまま、次期制度見直しの審議をスタートさせました。ケアプラン（ケアマネジメント）の有料化、要介護1、2の生活援助サービスの保険給付外し（総合事業への移行）、多床室料徴収の拡大（老健施設や介護療養院など）、施設入所費軽減制度（補足給付）の見直し（資産要件の拡大）など、いっそうの困難を利用者・家族に押しつける改革案が準備されており、政府は年内に結論を出し2020年通常国

会で法律を「改正」、21年度（第8期）から実施に移すとしています。

(3)

核兵器禁止条約の発効へ広がる世界と日本の運動

被爆から74年の8月を迎えました。第44回総会を開く2020年は被爆75年の節目となります。核保有国と日本政府を含めた核の傘に頼る一部の国々の妨害の中でも、被爆者や市民の声を力に生まれた核兵器禁止条約は、70カ国が調印、25カ国が批准、発効に必要な50カ国の中数に達しました。

核保有国や「核の傘」の国々の中でも、禁止条約への支持が広がっています。世界最大の核兵器保有国であるアメリカの地方議会で、条約を支持し、署名・批准を求める決議が続き、大統領に核兵器禁止条約の受け入れを求める決議案が連邦議会に提出されました。

国内でも、「ヒロシマ・ナガサキのヒバクシャ」が訴える核兵器廃絶国署名は941万筆（民医連50万筆）に到達し、賛同した首長は、1135の市町村長、20府県知事にのぼります。条約参加を求める意見書は全自治体の約23%、405自治体に広がり、核兵器廃絶へ向けた世論と支持が広がっています。

国と東京電力の責任と賠償をめぐる決議が、和解手続を打ち切りました。東京電力は、被爆者に対して約束した「3つの誓い」（最後の1人まで賠償を貰く、迅速かつきめ細かな賠償、和解仲介案を尊重する）を自ら破っています。

こうした福島の現実と、原発輸出、新增設、再稼働、核燃料サイクルが八方ふさがりとなっている中、安倍政権は、原発を重要なエネルギー供給と位置づけた「エ

ネルギー基本計画」を決定しました。この道は、再び日本で原発大事故を招くものです。

第44回総会（熊本）では、2020年代の民医連の運動と事業の課題は何か、中長期のスパンで議論し方針化することが求められます。そのためとも、民医連綱領実践10年という視点で各県連、法人、事業所の活動を振り返り、到達点を確認していくことを提案します。振り返りの視点として、以下のことを重視します。

(1) 「無差別・平等の医療と福祉」の今日的な探求として、健康権、人権を守る日常の医療・介護活動を共同組織とともにいかに発展させってきたか。

(2) 「開かれた民医連」として、「架け橋」から「総がかり」へ、事業の連携としても、運動としても、まづくらじとしても、いかに共同と連帯を広げてきたか。

(3) 非営利の医療・介護複合事業としての事業展開、健全な経営活動実践がどこまですんだか。

(4)

東京電力福島第一原発事故から丸9年、10年目へ

業は10年と比較し、農業で88.8%、林業80.6%、漁業は43.6%とその基盤は回復には程遠い状況にあります。

こうした現実に、国と東京電力の被害者切り捨てが、さらに追い打ちをかけています。避難指示区域内では、2017年3月に無償住宅支援、7月には営業損害賠償、18年3月に精神的賠償が打ち切られました。県は、移住先がなく転居できない住民に対し、立ち退きと家賃の支払いを求める裁判を起こしています。

また、東京電力は、裁判外紛争

解決手続き（ADR）で、和解案を拒否し、浪江町1万5700人をはじめとした2万2400人の和解手続きを打ち切りました。東京電力は、被爆者に対して約束した「3つの誓い」（最後の1人まで賠償を貰く、迅速かつきめ細かな賠償、和解仲介案を尊重する）

ぐる集団訴訟は、10件で判決が出され、全て東京電力の責任を認めました。国の責任を求めた8件では千葉地方裁判所の2件を除き6件が認めました。

事故収束作業は、メルトダウンして溶け落ちた核燃料の取り出しのめどはなく、汚染水を貯めるタンクが満杯となる時期が近づいています。

下水流入を防ぐ手立ては見いだせません。廃炉作業に従事する労働者の身分保障と安全の確保は、まだ不十分なまま推移しています。

労働者の身分保障と安全の確保

第3章

第44回総会へ

向かう方針

「民医連の綱領と歴史を学ぶ大会運動」が折り返しを迎えます。全

県連の到達点にたって、総会までの方針を確立しましょう。

（1）

代認識にもとづいて中心課題を明確にしてきました。2000年の第34回総会では、21世紀初頭の課題を考える上でキーワードとして、「人権と非営利をめざして」

「より開かれた民医連へ」「民医連組織の使命と職員の主体性、民主性」「幅広い連帯と共同」をあげ、「全日本民医連の医療・福祉宣言」を次期総会に提案することとしました。10年の第39回総会では、新自由主義的「構造改革」の

民医連総会では、ほぼ10年の節

確信をもって前進する土台になります。幹部が大運動の中で生まれている職員の確信や共感をつかみ、語り広げながら、全ての事業所と職場のとりくみにできるよう

民医連の次の発展へ向けて、確信をもって前進する土台になります。幹部が大運動の中で生まれている職員の確信や共感をつかみ、語り広げながら、全ての事業所と職場のとりくみにできるよう

民医連綱領改定から10年、全国で次期総会に向けて振り返りをすすめよう

民医連総会では、ほぼ10年の節

た医療活動委員会との関連で介護活動委員会（仮称）として新たに組織をつくりた県連、医療と介護を統括し医療・介護活動委員会として一本化した県連など、実情に応じて検討されています。あらためて全県連で医療活動と介護活動を統合し、「2つの柱」の実現に向けた総合的な視点をもって臨める体制を確立しましょう。

また、無差別・平等の地域包括ケアの実現に向けて、医療・介護事業にとりくむ私たちが、共同組

国保アンケートで国保加入者の声や事例を集めて実態を明らかにし、扱える国保料（税）への改善を求めて自治体への要請行動にとりくみます。全国知事会が要求しているように約1兆円の国庫負担を投入すれば、国保料（税）を協会けんぽ並みに引き下げられます。国への国庫負担を求めるともに、国保の法定外繰り入れ解消、都道府県内保険料水準の統一などの国保料（税）の高騰を招く動きに反対し、中央社会保障推進

人権としての社会保障と平和を守る課題

りでいきましょう。外国人労働者への適用事例に対して、医療機関の補助などについて国に向けた運動を行います。また医療保障を求め運動を労働組合などと相談に入ります。

第四に、地域医療構想による医療機能再編と病床削減の動きに对抗し、地域に必要な医療を守るために、自治体や地域の医療機関や介護事業所、さまざまな団体・個人とともにシンポジウムや学習会・懇談会などを計画し、幅広く住民に地域医療の実態を知らせる運

向け、100万筆を目標にヒバクシャ国際署名のとりくみを強め、2019原水爆禁止世界大会を成功させ、第10回NPT再検討会議、原水爆禁止世界大会inニューヨークへ向けて全ての県連から代表を派遣する運動をスタートさせましょう。

③辺野古新基地建設中止・日米地位協定見直し、基地強化に反対するとりくみ

憲法9条改憲反対の全国的な運動について改憲をめぐって、安倍改憲NO！ 3000万署名など、市民の運動の力で6割を超える反対の世論をつくる中、安倍政権は改憲案の提示すらできませんでした。しかし、参議院選挙も含めてさまざまな機会に「憲法9条に自衛隊を書き込む」などの改憲案を広げており、改憲をあきらめてはいません。

憲法9条改憲反対の全国的な運動に

地域の課題は、まちづくりの当事者である地域住民の参加なしに解決することはできません。誰もが安心して住みつけられるまちづくりの運動は、「無差別・平等の地域包括ケア」の実現を含めた、医療・介護の専門職集団である民医連の事業所と、住民自治の当事者である共同組織、地域住民との「共同のいとなみ」であると言えます。

まちづくりの運動を、「住民本位の地方自治の発展」（第43回総会運動方針）という視点で位置付

ざします。とりわけ職員が共同組織と力を合わせて、さまざまなおづくりの課題にとりくむことを意識して月間方針を立てましょう。外来や健康まつり、地域訪問などの共同組織と『いつでも元気』の拡大をすすめるとともに、共同組織が行っている地域に開かれた健康づくり、たまり場をつてのサークル、ささえ合いの活動、地域訪問、こうしたとりくみに、月間に全ての役職員が参加する、参加できるための手立てを具体化しましょう。『いつでも元

拡充のとりくみをすすめます。全国生活と健康を守る会連合会や「いのちのとりでアクション」など共同し、生活保護引き下げに対する不服審査請求を支援していきます。

全事業所が無料低額診療事業に挑戦し、必要な人に無料低額診療事業の情報を届くよう自治体からの周知を要請します。保険薬局を事業対象とするよう、引き続き国と懇談をすすめています。

保険薬局の薬代の補助請願を各自治体の予算議会に行いましょう。地域の予算議会、市議会を口づけ

9月に人権としての社保運動交流集会を行います。全ての県連から参加しましょう。10月17日に開催される「2019年秋の国民集会」(東京・日比谷野外音楽堂)を大きく成功させ運動を飛躍させましょう。

発事故被害者に寄り添つて 東京電力福島第一原発事故から 丸9年、10年目へ向けて、福島の 現実に寄り添い、県民の健康や生 活不安に応えた継続的な相談・検 診活動や医療体制の充実をはじめ とした支援を続けること、原発ゼ ロへ向けて、より大きな運動と声 にして、国会に提出されている原 発ゼロ基本法の早期の審議入り、 成立を求め、運動を強めます。

地域の中で、健康づくり・健康増進活動、困難を抱えた人たちとつながる（地域でのネットワークづくり）、居場所づくり、住みやすい地域に変える（連携の広がり、自治体への働きかけ）、憲法を守る（環境・平和を守る）、医運の後継者を育てる（民医連事業所の発展）などにとりくみながら、「地域の福祉力」を高めるまちづくり運動への工夫と探究をすすめました。

の『いつでも元気』読者の目標を踏まえてあらためて検討します、と提起してきました。事業所とともに地域を安心して住みづけられるまちに変えていくために、どのくらいの規模の共同組織が地域に必要とされるのか、という視点で、第44回総会に向け論議していきましょう。

②共同組織拡大強化月間に向けて

10、11月の共同組織拡大強化月間にあたって、「安心して住み続けられるまちづくり」を前進させよう。共同組織の強化をめざす

「21の柱」を総合的にすすめる体制の整備とまちづくりへ向けて
私たちの活動は、医療・介護・福祉の現場だけでなく、「まちづくり」につながる総合的なものになっています。そのためには、さ

事業所、共同組織が、地域の状況を把握し、その特性やどのようないニーズがあるかを明らかにする地域分析と自らの主体的力量から、どのように地域つくりにかかわるのか、地域に貢献できるのか、方針を持ちましょう。

手遅れ死亡」事例調査にとりくみます。

第二に、後期高齢者の医療費窓口負担原則2割化反対、真に安心して暮らせる年金の実現などの運動を、社保協や全日日本年金者組合、日本高齢期運動連絡会などと共同してとりくみます。

第三に、生活保護制度の改善・

特に11月の「介護アクション月間」では、宣伝・署名行動、介護相談、地域学習会、自治体との懇談など多彩なとりくみを集中させましょう。国会要請行動、新たな請願署名、具体的な事例にもとづく実態調査などにとりくみます。これらの運動の跳躍台として、

各地でのオスプレイ訓練の拡大、基地強化に反対する運動とながりましょう。全職員が日米地位協定の学習を位置づけることを提起します。学び、地域の諸団体とともに見直しを求める自治体請願にとりくみましょう

①輝く共同組織の役割と今後の発展へ向けて討議をすすめよう
第43回総会は、「まちづくり運動」は民医連と共同組織の重要な課題であるとし、住民本位の地方自治の発展を安心して住みしづら

現在、前年同期と比べて、万862人増えました。『いつでも元気』は、19年7月号が5万5326部で前年同期と比べて50.7部減っています。

(4) 「組織の使命と個人のやりがい」を一致させる「とりくみ」、医師連運動を次世代につなぐ育成活動はどうですか。

織や地域住民といっしょになつて
ソーシャルキャピタルの一部として
機能するという視点から、まち
づくりへのかかわりを考える必要
があります。すでに、サロンやカ
フェなど居場所づくりや子ども食
堂などこれまでまちづくりが各地

協議会や全国商工団体連合会などとともに国会要請を行います。国保44条、77条の制度適用をはじめ、医療費の窓口負担・自己負担の減免を拡大し、お金の心配なく受診できるようにして医療へのアクセス権の保障を求めていきます。

動に、全ての県連でとりくみます。第五に、県連・法人で「介護ウエーブ2019方針」を具体化し、共同組織や地域社保協と連携しながら、改悪法案の国会への上程措置、制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める声を広げ、地域

建設できない技術的な問題でも、また明らかとなつた活断層の存在からも不可能です。各県で、辺野古新基地建設反対の学習・宣传に大いにとりくみ、世論を大きくし建設断念に追い込みましょう。47次、48次の辺野古支援・連帯行動

全日本民医連として、参議院選挙の結果を受けた今後の憲法を守る運動について、秋に全国会議を開催し、方針を意思統一します。

けて、具体化する必要がありま
す。運動を通して、職員も地域住
民も、住民自治の当事者、担い手
として育ち合うことを重視しまし
ょう。

（3）第15回共同組織活動交流集会の成功にむけて

来年9月に山梨で開催する第15回共同組織活動交流集会に向けて、テーマやプログラムの検討が始まり、準備がすすんでいます。山梨では現地実行委員会が結成され、集会の成功と共同組織活動の前進を一体のものとしてとりくんでいます。共同組織活動交流集会の成功に向け、各地でのとりくみをすすめましょう。

第2回評議員会で共同組織連絡会への参加が呼びかけられ、新たに4県連から連絡委員が選出され、41県連から参加しています。引き続き全県からの参加を呼びかけます。

医師の確保と養成のとりくみ

「未来に向かって医医連の医師と医師集団は何を大切にするのか」をテコにしながら全日本医医連としての意見交換、紙上討論、具体的な整備を行いながら、各県連、事業所での医師集団づくりの議論と実践を呼びかけます。

後期研修では、医医連事業所が基幹施設あるいは連携施設であるプログラムへの専攻医のエントリー毎年100人を目指として掲げ、数年内での達成をめざしてとりくみを強めます。

2012年に民医連の医師数が減少に転じたことを直接の契機として、医学対活動の強化へ向けて方針が出され、現実化するため

200人の研修受け入れと500人の奨学生の確立が提起され、今年度500人を達成し、200人を展望する段階にきました。こうした中で、専攻医100人の受け入れを目標として掲げてとりくむことには以下のようない意義があります。

第一に、民医連を選ぶ後期研修医を増やすということは、民医連を担っていく医師集団を維持、発展させていく上で、要となる重要な課題であるということです。

第二に、「未来に向かって民医連の医師と医師集団は何を大切にするのか」が提起した内容での医師集団形成がすんでこそ実現に結びつくものであるという意義です。

第三に具体的な目標を掲げる意義です。初期研修医だけでなく、後期研修医の確保と養成にオール民医連の課題として自覚的に取り組むことの決意であり、それが大きな力を発揮することは200~500のとりくみで試されずみです。

第四に、「専攻医シーリング」によって、専門プログラムの定員が、地域や領域により不当に絞られようとしている医師養成をめぐる情勢の中、私たちの専攻医の獲得は医療提供体制の縮小をねらう政府の方針へのたたかいでもあり、民医連の将来がかかったたたかいでもあるということです。

事業所・法人、県連、地協でのとりくみはもとより、各領域別の大膽なとりくみも起こしながらオール民医連で目標に向かって奮闘することを呼びかけます。

奨学生500人を着実に達成・維持できるように組織的な努力を今後も続ける必要があります。特に、医学委員長の活動保障、医学生委員会担当者の配置と育成、学生委員会担当者の配置と育成、

集団形成は引き続きトップの課題として位置づけましょう。200人～500人のロードマップで、200人の受け入れは、500人の獲得前進が必要です。民医連で初期研修をする意義を深めて医学生に伝える、研修内容と環境を常に発展させていく、選ばれる医師集団・職員集団形成をすすめるなど、医師委員会を軸にしながらも県連・事業所全体で大いに議論してとりくみ、200人受け入れに向かいましょう。

困難な人びとに寄り添い、地域の医療・介護の要求や期待に真摯に向き合い、民医連綱領の理念の実践を追求する限り、浮き沈みはあっても経営的な展望はあります。組織の理念や目標が看板に掲げられたものだけになつていなければ、職員団体での共有、認識と理解はどこまですんでいるか、経営課題と一体となつて前進のための手立てや努力は行われているか、いま一度確認しましょう。

2018年11月に開催した地協・県連経営委員長・経営幹部会議では、①民医連綱領の示す目標の中による、②民医連の到達点を学び、管理会計制度、予算管理などの見直しを、③今こそ民医連の連帯の力を發揮し、地協・県連の機能を引き上げよう、④経営課題の視点からも本格的たたかいの前進を、⑤医師労働改善、人材確保と養成の課題に正面から向き合おう、⑥管理運営の強化と民医連幹部の役割発揮を、など問題提起しました。あらためて振り返り、自らに引き寄せて経営困難突破に向けた方針確立と実践をすすめました。

2002年から継続している医連病院における部門別損益計算書の集約は、この5年間は増加傾向で、17年度調査では53病院と過去最高となっています。経営環境の悪化の中で、医療の「質」と「効率性」の要求の高まりが背景にあります。部門別損益の実践で部門独自の改善がすすむなど成果が生まれています。部門別損益管理を前進させることと合わせて、民医連統

経営困難を突破し展望を開くために、大局的な視点に立った、全国、地協、県連レベルでの議論をすべき時期に来ています。困難を抱える法人の実態を把握し、経営を守り、民医連綱領の実現をめざす組織をいかに発展させていくのか、民医連の連帯の力を生かしつつ、法人間連携のあり方や仕組みなど、これまでの延長線上ではない検討をすすめていくことが重要です。

(8)

おわりに

職員育成

教育指針2019年版を策定します。12年版以来の7年間の情勢

人間裁判をたたかい抜いた故朝日茂さんの養子で、それを引き継いだ故朝日健二さん（2017年10月17日没、享年80歳）は、東京の北多摩クリニックの訪問診療を受けながらたたかい続け、「権利はたたかう者の手にある」と訴え続けました。

『学習ブックレット』を読んだある医師は、「民医連の魅力を語る時に民医連らしさ」という言葉を自然に使っているが、「民医連らしさ」って何だろう。親切で、接遇も申し分のないよい医療を行うう。

この教育指針2019年版の討議、民医連の歴史と綱領の学習をやり切るために、11月に職員育成推進交流集会を開催します。県連法人の教育委員長、教育担当者とともに、法人事業所の管理者も対象とします。

事務育成委員会が開催した事務育成責任者・事務委員長会議の成果を各県連で共有し、県連・法人の育成指針の見直しと実効あるものへの改善、多職種協働、日常の医療・介護活動の中での事務の育成を具体的に追求することなど、着実な前進をはかりましょう。

職場におけるハラスメントは現在深刻な問題となっており、不分ながら日本でも対策の法整備がすすみつつあります。2019年

ILO総会で「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」が成立しました。対策は医療・福祉・介護の機関でも重要な職場づくりを土台に、各県連・法人・事業所で対策をすすめよう。とりわけ深刻な実態が明らかになっているのが在宅分野です。在宅におけるハラスメント対策については、東京民医連で県連としてのガイドラインを策定し、各法人・事業所のマニュアルや対策方針の策定を促しています。各県連でも学び、具体化しましょう。複数訪問への診療報酬、介護報酬の設定などを国へ求めていきます。厚労省のマニュアルによる自己点検、具体化をはかります。

が、その言葉にこめられた思いが理解できると、ほかの言葉には代えられない重みがあると感じた」と感想を述べました。

民医連総会の開幕式では、成功へ向け全ての事業所と共同組織の仲間が力を寄せ合い、奮闘していくましょ。平和と人権、いのちが眞に大切にされる新しい日本へ向けて、チャンスをはかる時をつくり上げていましょ。理事会は、その先頭に立ち奮闘していきます。